

先生各位

検体検査実施料新規収載のお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

このたび、「保医発0731第1号」により下記の検査項目に検査実施料が新設されましたのでご案内いたします。

謹白

記

- 適用日 2020年（令和2年）8月1日から適用
- 新規保険収載項目

項目名	保険点数
RAS 遺伝子検査（血漿）	7,500点
抗アデノ随伴ウイルス9型（AAV9）抗体〔ELISA法〕	12,850点
サイトメガロウイルス核酸定量	450点

詳細は裏面をご参照ください。

● 詳細内容

検査項目	保険点数	判断料	診療報酬 点数表区分	備考
RAS 遺伝子検査 (血漿)	5,000点 + 2,500点	遺伝子関連 ・染色体検 査判断料 (100点)	「D004-2」 悪性腫瘍組織 検査の「1」の 「ロ」処理が 複雑なもの 及び 「イ」処理が 容易なもの 「(1)」	RAS 遺伝子検査 (血漿) は、「1」の「ロ」処理が複雑なものと、「イ」処理が容易なもの「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるものの所定点数を準用して算定する。 ア 本検査は、大腸癌患者の血漿を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、高感度デジタルPCR法とフローサイトメトリー法を組み合わせた方法により行った場合に、患者1人につき、1回に限り算定できる。ただし、再度治療法を選択する必要がある場合にも算定できる。なお、本検査の実施は、医学的な理由により、大腸癌の組織を検体として、「1」の「イ」処理が容易なものうち、「(2)」のイに規定する大腸癌におけるRAS 遺伝子検査又は「(3)」のイに規定する大腸癌におけるK-ras 遺伝子検査を行うことが困難な場合に限る。 イ 本検査を実施した場合は、大腸癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書に記載する。 ウ 本検査と、大腸癌の組織を検体として、「1」の「イ」処理が容易なものうち、「(2)」のイに規定する大腸癌におけるRAS 遺伝子検査又は「(3)」のイに規定する大腸癌におけるK-ras 遺伝子検査を同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。
抗アデノ随伴 ウイルス9型 (AAV9) 抗体 〔ELISA法〕	8,000点 + 4,850点	遺伝子関連 ・染色体検 査判断料 (100点)	「D006-4」 遺伝学的検査 の「3」処理が 極めて複雑な もの 及び 「D014」 自己抗体検査 の「45」	脊髄性筋萎縮症におけるオナセムノゲン A ベバルボベクの適応を判定するための補助を目的として、ELISA法により抗アデノ随伴ウイルス9型 (AAV9) 抗体の測定を実施する場合は、「3」処理が極めて複雑なものの所定点数と区分番号「D014」自己抗体検査「45」抗HLA抗体 (抗体特異性同定検査) を合算した点数を準用して、関連学会の定める適正使用指針に示されている施設基準を満たす保険医療機関において、原則として2歳未満の患者1人につき1回、算定する。ただし、2回以上実施する場合は、その医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載する。
サイトメガロ ウイルス核酸定量	450点	微生物学的 検査判断料 (150点)	「D023」 微生物核酸同 定・定量検査 の「14」	サイトメガロウイルス感染症の診断又は治療効果判定を目的として、臓器移植後若しくは造血幹細胞移植後の患者又はHIV感染者又は高度細胞性免疫不全の患者に対し、血液を検体としてリアルタイムPCR法によりサイトメガロウイルスDNAを測定した場合に、本区分の「14」単純疱疹ウイルス・水痘帯状疱疹ウイルス核酸定量の所定点数を準用して算定する。ただし、高度細胞性免疫不全の患者については、本検査が必要であった理由について、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。